

## 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進について

当院では、厚生労働省の後発医薬品使用推進の方針に従い、患者負担の軽減、医療保険財政の改善に資するものとして

後発医薬品（ジェネリック医薬品）を積極的に採用しております。そのため、当院で処方する薬剤は後発医薬品になることはありますが、ご理解賜りますようお願いいたします。

ご不明な点などございましたら、薬剤師又は主治医にお尋ねください。

### ※ ジェネリック医薬品とは？

- ・新薬（先発医薬品）の特許が切れた後に他の製薬会社から発売される同じ有効成分を使用した品質・効果・安全性が同等なお薬です。
- ・製品によっては、服用しやすいように大きさ・味・香りなどを改良した医薬品もあります。
- ・新薬に比べ開発費が少ないため、新薬より低価格で使用できるお薬です。

### ※ 一般名処方のお願い

当院では後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

現在、一部の医薬品における供給状況等を踏まえ、院外処方では一般名処方（薬剤の成分をもとにした処方）を行っております。

また、院内の採用医薬品においても供給状況等により治療計画の変更や医薬品を変更することがあります。

令和6年10月より、医療上の必要性があると認められず、患者様のご希望で長期収載品を処方した場合、後発医薬品との差額の一部が自己負担となりました。

※長期収載品とは後発品のある先発医薬品で後発品収載から5年経過しているものなどの要件にあった品目です。対象医薬品は厚生労働省ホームページに公開されています。

### ※ リフィル処方箋、長期投薬について

疾患や患者様の状態に応じ、リフィル処方箋の発行や長期投薬の処方箋を発行することが可能です。ただし、急性期疾患や病状変化のある慢性疾患、処方制限のある薬剤の場合、対応ができないことがあります。